

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年3月14日
【会社名】	サトレストランシステムズ株式会社
【英訳名】	SATO RESTAURANT SYSTEMS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 重里 欣孝
【本店の所在の場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング30階
【電話番号】	(06)7222-3101(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理本部長 田中 正裕
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング30階
【電話番号】	(06)7222-3101(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理本部長 田中 正裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年2月27日開催の取締役会において、平成29年4月1日（予定）を効力発生日として、当社のすし半事業を簡易吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）の方法により、当社が新たに設立した株式会社すし半に対して承継すること及び株式会社梅の花に株式会社すし半の発行済全株式を譲渡することを決議し、同日付で株式会社すし半との間で吸収分割契約及び株式会社梅の花との間で株式譲渡契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社すし半
本店の所在地	大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング30階
代表者の氏名	代表取締役 重里 政彦
資本金の額	1,000千円
純資産の額（平成29年2月27日現在）	1,000千円
総資産の額（平成29年2月27日現在）	1,000千円
事業の内容	飲食店の経営、その他

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

最近3年間に終了した事業年度はありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
サトレストランシステムズ株式会社	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は相手会社の発行済株式総数の100%を保有しております。
人的関係	当社の取締役が相手会社の取締役を兼務しております。
取引関係	事業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

(2) 本吸収分割の目的

すし半事業は、現在の当社主要ブランド「和食さと」、新規戦略業態「天井・天ぶら本舗 さん天」につながる創業ブランドであり、長年にわたり当社の根幹の事業として当社業績に貢献してまいりました。しかしながら、近年当社は景気変動に大きく左右されない安定的な経営基盤確立を目指し、現中期経営計画では低価格業態の開発・成長を重視しているため、経営資源の効率的配分という観点からすし半事業に対する新規投資を最小限に抑えておりました。また、平成28年10月には「すし半法善寺総本店」も閉店し、店舗数も13店舗に留まっていることから、今後においても当社グループの中での成長は困難であるとの認識に至りました。

この度、すし半事業の譲渡先となる株式会社梅の花は、ゆば・豆腐料理の和食レストラン「梅の花」を中心に全国に店舗展開しており、高価格帯に強みを持つレストランチェーンであります。懐石料理などを得意とする「梅の花」のノウハウと「すし半」の持つ鮮魚系の調理・加工技術を融合させることにより、株式会社梅の花は各事業の一層の強化・拡大を意図しており、さらには梅の花グループ下においては、商品の供給及び消耗品・資材等の共同仕入れによるスケールメリット並びに物流等のシナジー効果、今後展開可能なエリアの拡大、店舗メニューの増加等によりすし半事業のリモデル・出店などの再成長も期待できるとの共通認識に至り、株式会社梅の花に対し、株式会社すし半の発行済株式の全部を譲渡することといたしました。

(3) 本吸収分割の方法、本吸収分割に係る割当ての内容、その他の吸収分割契約の内容

本吸収分割の方法

当社を吸収分割会社（以下「分割会社」といいます。）とし、株式会社すし半を吸収分割承継会社（以下、「承継会社」といいます。）とする会社分割（簡易吸収分割）です。

本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割に際して、承継会社は普通株式100株を発行し、その全株式を分割会社に割当交付します。

その他の吸収分割契約の内容

吸収分割契約の内容は次のとおりです。

吸収分割契約書

サトレストラシステムズ株式会社（以下「甲」という。）と株式会社すし半（以下「乙」という。）は、甲がその事業の一部であるすし半事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（会社分割の方法）

甲は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割の方法により、株主総会による分割契約書の承認を得ずに、乙に甲の本事業を承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（本分割を行う会社の商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社たる甲及び吸収分割承継会社たる乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号：サトレストラシステムズ株式会社

住所：大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング30階

(2) 吸収分割承継会社

商号：株式会社すし半

住所：大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング30階

第3条（本分割の効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成29年4月1日とする。但し、本分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上効力発生日を変更することができる。

第4条（承継する権利義務等）

(1) 本分割により甲から分割され乙に承継される資産、負債、債権、債務、契約上の地位、及びその他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本事業のみに関する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い、承継対象の権利義務に含めるものとする。

(2) 前項により乙が承継する債務については、免責の債務引受の方法によるものとする。なお、本契約において承継対象権利義務に含まれるものとされている債務について、会社法759条2項により甲が弁済責任を負うことになった場合であっても、当該債務の最終的な負担者は乙とする。

(3) 承継対象権利義務に含まれる契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を本分割によって乙に承継することが、本契約に定める義務と抵触する場合その他甲又は乙に著しい不利益が発生する場合には、甲及び乙は協議し合意の上、当該契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を、承継対象権利義務から除外することができる。

(4) 承継対象権利義務のうち、資産及び負債については、平成29年1月31日現在の甲の総勘定元帳、その他帳簿の記載事項を基礎として、これに効力発生日までの増減を調整して確定するものとする。

(5) 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手續に要する一切の費用は、乙の負担とする。

第5条（本分割の対価）

乙は、本分割に際して、普通株式100株を発行し、そのすべてを甲に割当て交付する。

第6条（乙の資本金及び準備金の額）

本分割により増加する乙の資本金、資本準備金及びその他資本剰余金の額は、次のとおりとする。

資本金 本会社分割により増加する資本金の額は0円とする。

資本準備金 本会社分割により増加する資本準備金の額は0円とする。

その他資本剰余金 乙が甲から承継する資産から負債を控除した額。

第7条（競業避止義務を負わない旨の確認）

甲は、本分割にかかわらず、本事業及びこれに類似する事業に係る競業避止義務を負わないものとする。

第8条（本契約の変更・解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じたとき、その他必要が生じたときは、甲及び乙は協議の上、合意により本分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年2月27日

甲 大阪市中央区安土町二丁目3番13号
大阪国際ビルディング30階
サトレストランシステムズ株式会社
代表取締役執行役員社長 重里 欣孝

乙 大阪市中央区安土町二丁目3番13号
大阪国際ビルディング30階
株式会社すし半
代表取締役社長 重里 政彦

（別紙）

承継権利義務明細表（抜粋）

1．資産及び負債

乙は、甲から、本件事業に属する下記の記述で特定される資産、負債、契約上の地位、及び、それらに属するその他一切の権利義務を承継し、その明細は、下記のとおりとする。承継する資産及び負債の評価は、平成29年1月末日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として評価し、これに分割効力発生日までの増減を加除した一切の資産負債及び権利義務を分割効力発生日において乙に承継する。

2．承継する契約上の地位

本件事業に関する一切の契約上の地位を承継する。

3．知的財産権

本件事業に関して乙が事業継続する上で必要となる商標権。

4．労働契約上の権利義務

本件事業に主として従事する甲の従業員（ただし、平成29年1月末日時点の従業員数を基準として分割効力発生日において在籍している者）については、従業員の同意を得た上で、当該同意が得られた従業員を乙が引き継ぎ、労働契約上の権利義務一切を承継する。

(4) 本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

当社は株式会社すし半の発行済株式の全てを保有していることから、交付株式数は、任意に定めることができるものと認められるため、両社協議の上、当社に対して交付される承継会社の株式数を決定したものであり、相当であると判断しております。

(5) 本吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社すし半
本店の所在地	大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング30階
代表者の氏名	代表取締役 重里 政彦
資本金の額	1,000千円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	飲食店の経営、その他

以上